



日刊労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 | (鉄道) 千葉 2935・2936番

(公) 千葉 (22) 7207番

91.7.10 No. 3424

1. 労働時間について次のとおり改善されたい。

(1) 労働時間は、4週を平均して1日平均7時間16分とし、乗務割交番はこの労働時間の範囲内で作成すること。

2. 乗務割交番作成について次のとおり改善されたい。

(1) 1勤務の労働時間について、日勤は9時間、曇日にわたる場合は14時間を限度とすること。

(2) 在宅休養時間について

1勤務を終了して次の勤務に就くまでの時間は次のとおりとすること。

① 1勤務終了後は、その労働時間を確保する

② 深夜帯の乗務時間を2時間以上含む勤務は2夜を限度とし、その場合は24時間以上確保する

③ 公休日の前の勤務終了時刻は、前日の17時以前とし、次の勤務開始時刻は、8時30分以降とする

④ 公休日の前の勤務終了時刻と次の勤務開始時刻との間は、40時間を確保する

⑤ 特別休日の前の勤務終了時刻と次の勤務開始時刻との間は、36時間を確保する。ただし、公休日と連続して設ける場合は、64時間を確保する

(3) 1継続乗務時間および1継続乗務キロの制限について次のとおりとすること。

① 一般線区

ア、1継続乗務時間は、深夜帯の乗務時間を2時間以上含む場合は2時間30分、その他の場合は3時間30分を限度とする

イ、1継続乗務キロは、190キロを限度とする。ただし、1継続の乗務速度が55km/h以下(単線区間の場合50km/h以下)の場合160キロとする

ウ、2人乗務の場合は、前記の5割増を限度とする

エ、行先地で10分以内で折返し列車に乗務する場合は、段落し運用とする

② 東京圏通勤線区、

ア、1継続乗務時間 2時間10分

イ、1継続乗務キロ 80キロメートル

(4) 車種別の1日平均乗務キロが、交番速度に対応する1基準日当り乗務キロは、次表に掲げる乗務キロを限度に運用表を作成する。

交番速度	1基準日当り乗務キロ	交番速度	1基準日当り乗務キロ
10キロ未満	36	41~45キロ未満	163
11~15キロ未満	54	46~50キロ未満	181
16~20キロ未満	72	51~55キロ未満	199
21~25キロ未満	90	56~60キロ未満	217
26~30キロ未満	108	61~65キロ未満	235
31~35キロ未満	127	66~70キロ未満	254
36~40キロ未満	145	71キロ以上	272

(5) 1勤務が曇日にわたる場合は、着発6時間以上の睡眠時間を確保すること

3. 乗務手当および乗務旅費について、次のとおり改善されたい。

(1) 乗務手当

① 深夜額(A) 150円を300円にする

② 深夜額(B) 500円を1000円にする

③ 動力車乗務員の乗務加給

ア、時間額

本線乗務 実乗務時間1時間につき 280円を420円にする
入換乗務 実乗務時間1時間につき 90円を135円にする

イ、キロ額

本線乗務 実乗務1キロにつき 5円とする

入換乗務 実乗務1キロにつき 3円とする

(注) 入換乗務キロは、1時間につき6、4キロの割合で計算する。

④ 旅費

日額 300円を500円にする

4. 東中野・信楽事故に鑑み、電車の前面を強化する対策を講じられたい。

なお、成田エクスプレス等、いも虫形電車の前面の強化について、考え方を具体的に明らかにされたい。

運転保安プロジェクトは、この間集中的な議論を行い、動力車乗務員の労働条件改善と運転保安確立に向けた、総合的な要求作成の作業に入っています。すでに、東日本本社に対する基本要求を確定し、7月6日に提出しました。

今後も、支社に対する基本要求、貨物関係の基本要求、そして、具体的な仕業改善・設備改善等の諸要求と、早急に検討を行い、要求項目を確定していく予定です。各支部でも討議をお願いします。

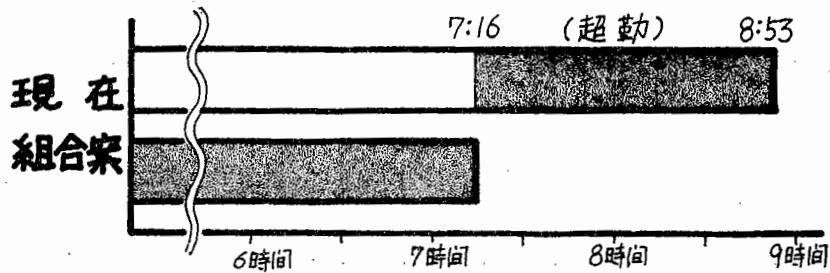
基本要求提出! —要点解説—

運転保安
プロジェクト

現在、乗務割交番は、4週を平均して1週間40時間を超えて46時間の範囲内で作成する超勤前提交番になっています。これを一日におせば、平均して7時間16分~8時間53分の範囲で交番が作成されることになります。あらかじめ超過勤務を前提に交番をつくるようなシステムでは、定められた労働時間など意味がなくなってしまいます。従って、われわれは、まずなによりも、『超勤前提交番をやめろ、交番は7時間16分の範囲内で作成しろ』という要求をしました。

なお、時短については、これとは別途に全職種を含めた要求をまとめる予定でいます。

● 労働時間の範囲



現在、乗務割交番作成規定では、交番速度に応じて、1基準日あたりの乗務キロの下限が定められており、1日平均乗務キロがそれ以上となるように運用表をつくることになっています。上限は無制限です。われわれは、下限ではなく上限を定めることによって、乗務員の労働条件と運転保安をはっきりと確保すべきであると考えます。組合要求の表は、ハンドル率が50%以下であることが適正な仕業の在り方である、という考え方から作成しました。

● 乗務キロ制限 (交番速度54kmの場合)

